書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１６号
大分県竹田市大字小塚946番地７
破産者　有限会社草場青果
異議申述期間　平成27年８月11日まで
平成27年６月９日　大分地方裁判所竹田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１９９６号
東京都渋谷区広尾３丁目５―27―301
破産者　小林矢須夫
免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
平成27年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２６年（再）第２号
名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2282番地の７
再生債務者　林　　泰至
１　決議に付する計画案　平成27年６月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成27年７月14日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年７月７日
平成27年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第２号
愛媛県西条市福成寺甲351番地の３
再生債務者　有限会社飯尾たまご
１　決議に付する計画案　平成27年２月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年７月13日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年７月10日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年７月３日
平成27年６月８日　松山地方裁判所西条支部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
熊本県阿蘇市内牧1277番地の５
再生債務者　株式会社村本建設工業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年６月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再）第２号
熊本県阿蘇市内牧1277番地の５
再生債務者　有限会社アーステック阿蘇
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年６月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再）第３号
熊本県阿蘇市内牧1282番地１
再生債務者　村本　邦雄
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年６月８日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第８号
愛知県岡崎市牧御堂町字溝畔18番地４
再生債務者　村松　　仁
１　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月30日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月７日から平成27年７月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第８９号
札幌市南区藤野１条10丁目５番２号
再生債務者　大山　敏幸
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１９号
栃木県宇都宮市立伏町490番地11
再生債務者　阿部世志夫
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月23日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第３６号
埼玉県川越市むさし野30番地34
再生債務者　松本賢一郎
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第３９号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台３丁目18番地７
再生債務者　矢島　隆史
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第４１号
埼玉県所沢市花園２丁目2396番地の16
再生債務者　西川　大和
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第３号
富山県魚津市高畠1667番地１
再生債務者　松本　俊吾
１　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月15日から平成27年７月22日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（再イ）第９３号
名古屋市中川区清船町４丁目１番地の14　ロフティ清船601号
再生債務者　須田　英司
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月８日から平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１０２号
愛知県日進市藤塚３丁目487番地１
再生債務者　三津原幸市
１　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月８日から平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４号
北海道室蘭市東町１丁目28番１―302号
再生債務者　安田　浩也
１　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成27年７月16日から平成27年７月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係